

尾西の男児虐待死

同居男に懲役4年6月

名地裁「宮」『子育て疲れ』情状も
支部判決

愛知県尾西市で二〇〇一年十一月、同居していた内縁の妻の長男松本久司ちゃん(四歳)を暴行し、死亡させたとして傷害致死罪に問われた同市北今、元会社員小浜和弘被告(三三)の判決公判が二十一日、名古屋地裁一宮支部で開かれ、丹羽日出夫裁判長は「常軌を逸した非道な行為」などとして、懲役四年六月(求刑懲役六年)の実刑判決を言い渡した。

丹羽裁判長は判決理由で「極めて短絡的、自己中心的な犯行で、なんら落ち度のない、いたいけな被害者の生命が失われ

た」と厳しく指摘。ただ「子育ての中で心身ともに疲れ、孤立しており、被告人一人に全責任を負わせるのは酷で反省もしていない」と情状面も認めた。判決によると、小浜被告は〇一年十一月二十日、夜から翌二十一日未明にかけて、久司ちゃんの体を布団でくるんでベルトで縛り、顔などを殴った上、口にタオルをくわえさせるなどして、窒息死させた。

量刑に不満も
『早く償いを』
男児の実父
判決を傍聴した久司ちゃん

の父、松本高明さん(四七)三重県久居市は「やっと一区切りついた感じ。量刑には納得がいかず、遺族としては極刑にしてもらいたいから、これ以上長引かせると早く罪を償ってもらいたい」と語った。一方、小浜被告の弁護人を務めた滝康暢弁護士

は判決後に会見し「久司君をかわいがっていたが虐待してしまったと認められ、被告は判決に納得していた。控訴せず、刑に服したいとしている。ただ、虐待に気がながら対策を講じなかった行政、医療機関の責任に踏み込まなかったのは残念」と話した。